令和５年１２月
忠岡町町長公室総務課

公共工事におけるゼロ債務負担行為の活用について

本町では、公共工事の発注・施工時期の平準化により、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、並びに公共工事の品質確保を図るため、ゼロ債務負担行為を活用した発注を行います。

1. ゼロ債務負担行為とは

「ゼロ債務負担行為」とは、新年度の工事に対し現年度に債務負担行為（予算額ゼロ円）を設定し、入札契約等の手続きを現年度中に行うことにより、年度内又は新年度早期の着工を可能とするものです。

※債務負担行為：翌年度以降の支出を伴う契約等の行為を行うために予算の内容の１つして議会の議決を経て設定されるもの。

2. 入札方法

通常の発注工事と同様に入札を行います。なお、「ゼロ債務負担行為」による発注工事については、工事名の最後に「(ゼロ債務)」と記載します。

（例）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事（ゼロ債務）

３．前払金及び部分払

「ゼロ債務負担行為」による発注工事の前金払及び部分払の請求及び支払は、新年度以降となりますのでご注意ください。
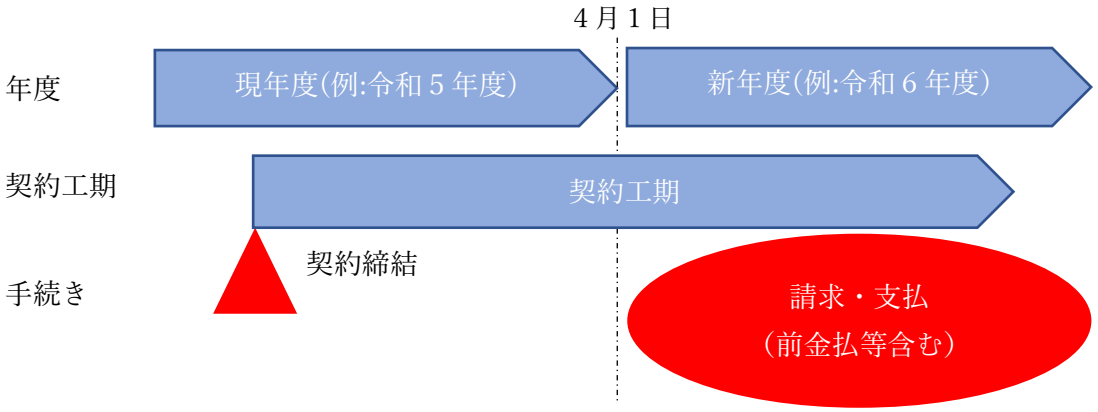
（発注のイメージ）